

女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

株式会社 イチダ (彦根市、製造業(プラスチック製品製造業))

を認定しました(認定段階2での認定となります)。



■■認定企業の取組紹介■■

○採用に関する取組

- ・ホームページやInstagramを活用し、入社前に社内の雰囲気や仕事内容が分かるように情報発信をし、尚且つ工場見学も行っています。

○長時間労働是正のための取組

- ・毎週水曜日に定時退社日を導入しています。
- ・一か月の残業時間が42時間以内に収まるように作業予定を調整しています。

○管理職比率に関する取組

- ・性別に関わらず人事考査を基に平等に昇進、昇格を行っています。

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・小学校就学前の子を養育する社員が希望した場合は所定労働時間を超えて労働させないなど、子育て世代が働き続けやすい環境作りに取り組んでいます。
- ・中途採用も積極的に実施しています。
- ・パート社員から正社員への転換制度を実施しています。

■■認定企業よりメッセージ■■

社員が成長出来る環境づくり、やりがいがあり楽しく快適に働くことが出来る職場づくりに取り組んでおります。社員が成長することは同時に会社も成長出来ること、会社の成長の原点だと考えます。高い倫理観とすべての行動に「ベスト・クオリティー」を忘れることなく、一步一步着実に成長して参ります。

【えるぼし認定制度とは】



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目(①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)を満たす項目数に応じて3段階(※)あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190